



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月2日火曜日 第2145号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則..... 152

告 示

特約業者の指定の取消し..... 156
 医療機関の指定..... 156
 指定医療機関の休止の届出..... 156
 指定医療機関の廃止の届出..... 156
 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 156
 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... 157
 介護機関（介護予防事業者）の指定..... 157
 指定介護機関（居宅介護事業者）の休止の届出..... 157
 指定介護機関（介護予防事業者）の休止の届出..... 157

介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出..... 158
 指定居宅サービス事業者の指定..... 158
 指定居宅介護支援事業者の指定..... 158
 指定介護予防サービス事業者の指定..... 159
 指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... 159
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 159
 都市計画事業の施行..... 160
 都市計画事業の事業計画の変更..... 160
 土地改良区役員就退任の届出..... 160
 道路の区域変更（県道小田柳谷線）..... 161
 道路の供用開始（一般国道197号）..... 161

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... 161

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
(教科及び単位数)					(教科及び単位数)						
第7条 総合農学科の教科及び単位数は、別表第1のとおりとする。					第7条 総合農学科の教科及び単位数は、別に定める_____。						
2 省略					2 省略						
(教科及び単位数)					(教科及び単位数)						
第26条 アグリビジネス科の教科及び単位数は、別表第2のとおりとする。					第26条 アグリビジネス科の教科及び単位数は、別に定める_____。						
2 省略					2 省略						
附 則					附 則						
4 省略					4 省略						
別表第1 （第7条関係）											
科目	種類	単位数		卒業に必要な単位数	科目	種類	単位数		卒業に必要な単位数		
		必修	選択				必修	選択			
教養科目	暮らしと経済（環境）		2	必修科目60単位（農産園芸コースについては、野菜栽培各論又は花き栽培各論のいずれかを	暮らしと法律		1	必修科目60単位（農産園芸コースについては、野菜栽培各論又は花き栽培各論のいずれかを	暮らしと法律		1
	英語		2		英語		2				
	英語		2		英語		2				
	情報処理		2		情報処理		2				
	情報処理		2		情報処理		2				
専門科目	農業経営		2	農業経営		2	必修科目60単位（農産園芸コースについては、野菜栽培各論又は花き栽培各論のいずれかを	農業経営		2	
	農業簿記		2	農業簿記		2					

		農村社会	講義		2	選択すること。)及び 選択科目40 単位以上	
		農業と環境	講義		1		
		農業概論	講義	1			
		病害虫と防除計画	講義		2		
		土壌肥料概論	講義		2		
		農業気象	講義		1		
		農業機械利用	演習		2		
		農業機械利用	演習		2		
		農業組織論	講義		1		
		農業経営分析・設計	講義		1		
		農業政策と行政	講義		1		
		生物工学	演習		2		
		農産物貿易と海外農業	講義		2		
専 攻 科 目	農 産 園 芸 コ ー ス	植物育種	講義		2		
		植物生理	講義	2			
		土壌・植物調査法	講義		2		
		野菜・花き・作物栽培 概論	講義	3			
		農畜産物加工	演習		1		
		農畜産物加工	演習		1		
		先進事例研修	演習		2		
		先進事例研修	演習		2		
		土壌と肥料設計	講義		2		
		病害虫と防除計画	講義		2		
		施設園芸概論	講義	2			
		野菜栽培各論	講義	2			
		花き栽培各論	講義	2			
		作物栽培各論	講義	2			
		農産物流通	講義		1		
		卒業論文	演習	3			
		果 樹 コ ー ス		植物育種	講義		2
				植物生理	講義	2	
土壌・植物調査法	講義				2		
果樹栽培概論	講義			3			
農畜産物加工	演習				1		
農畜産物加工	演習				1		
先進事例研修	演習				2		
先進事例研修	演習				2		
土壌と肥料設計	講義				2		
病害虫と防除計画	講義				2		
施設園芸概論	講義			2			
果樹栽培各論	講義			2			

畜産コース	かんきつ論	講義	2	
	果樹流通	講義		1
	卒業論文	演習	3	
	家畜生理	講義	2	
	家畜解剖	講義		2
	家畜育種と繁殖	講義		2
	飼料栄養	講義	1	
	飼料栄養	講義	2	
	家畜飼養管理	講義	2	
	家畜飼養管理	講義	3	
	農畜産物加工	演習		1
	農畜産物加工	演習		1
	先進事例研修	演習		2
	先進事例研修	演習		2
	畜産流通	講義		1
	畜産経営	講義		2
	環境保全とふん尿処理	講義	1	
	家畜衛生	講義		2
卒業論文	演習	3		
実習	専攻実習	実習	22	
	専攻実習	実習	23	

別表第2 (第26条関係)

科目	種類	単位数		卒業に必要な単位数
		必修	選択	
教養科目	実践英語	講義	2	必修科目66 単位(専攻
	組織リーダー論	講義	2	
専門科目	農業の国際化と貿易戦略	講義	2	科目1又は 専攻科目2 のいずれか を選択する こと。)及 び選択科目 28単位以上
	農業経営管理	講義	1	
	農業経営管理	講義	2	
	情報システム論	講義	2	
	農村整備	講義	2	
	農畜産物加工学	講義	2	
	農畜産物加工学	講義	2	
	先進農家セミナー	講義	2	
	先進農家セミナー	講義	2	
	環境保全型農業	講義	2	
	基礎栄養学	講義	1	
	食の安全と衛生	講義	1	
	農政時事	講義	1	
	マーケティング論	講義	2	
	法人経営学	講義	2	

	農業機械・施設学	講義		2
	地域営農論	講義		1
	地域づくり論	講義		1
	食品加工法規	講義		1
	食品の微生物基礎	講義		1
	農業経営法規	講義		1
専攻科	生産システム学	講義	2	
目 1	生産システム学	講義	3	
	土壌肥料学	講義	2	
	応用昆虫学	講義	2	
	植物病理学	講義	2	
	植物栄養学	講義	2	
	応用生物工学	講義	2	
	貯蔵流通技術	講義	1	
	卒業論文	演習	3	
専攻科	家畜育種学	講義	1	
目 2	家畜育種学	講義	1	
	家畜繁殖学	講義	2	
	飼料学	講義	1	
	飼料学	講義	1	
	家畜栄養学	講義	1	
	家畜栄養学	講義	1	
	家畜解剖学	講義	1	
	家畜解剖学	講義	1	
	家畜飼養学	講義	2	
	家畜飼養学	講義	1	
	家畜衛生学	講義	2	
	ふん尿の高度処理技術	講義	1	
	卒業論文	演習	3	
実習	専攻実習	実習	17	
	専攻実習	実習	18	
	食品加工実習	実習	2	
	食品加工実習	実習	2	
	アグリビジネス体験実習	実習	4	
	アグリビジネス体験実習	実習	4	

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第225号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
渡辺海運株式会社	宇和島市坂下津甲407番地191	平成22年1月31日

○愛媛県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
鎌野病院	医療法人鎌野病院	宇和島市広小路2番49号	平成22年1月1日
鈴木医院	医療法人鈴木医院	四国中央市土居町小林1200番地	平成22年1月1日
すずき眼科クリニック	医療法人すずき眼科クリニック	四国中央市妻鳥町1626番地1	平成22年1月1日
みやもと眼科クリニック	医療法人みやもと眼科クリニック	新居浜市坂井町三丁目6番26号	平成22年1月1日
小澤歯科医院	小 澤 響	今治市通町1-3-8	平成22年1月1日
福田歯科医院	福 田 清 文	八幡浜市保内町宮内1番耕地273番地1	平成22年1月12日
やまもと眼科クリニック	山 本 正 治	西条市丹原町池田109-4	平成22年2月1日
やまぐちクリニック	山 口 礼 子	南宇和郡愛南町御荘平城4136-5	平成22年2月1日

○愛媛県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町2-2-3	蒼社町のデイサービス2	今治市蒼社町二丁目1-18	平成22年1月1日
有限会社介護サービスゆう	北宇和郡鬼北町大字永野市469	デイサービスゆう	北宇和郡鬼北町大字永野市76番地	平成22年1月6日
株式会社正枝	新居浜市内町六丁目6番12号	訪問介護事業所桜花	新居浜市内町六丁目6番12号	平成22年1月15日
いしづちライフサポート株式会社	西条市大町315番地1	いしづちライフサポート株式会社	西条市大町315番地1	平成22年1月1日

○愛媛県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所 在 地	休 止 年 月 日
そうごう薬局今治東店	総合メディカル株式会社	今治市松本町一丁目7-11	平成21年10月1日

○愛媛県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
生名診療所	医療法人生名診療所	越智郡上島町生名972	平成21年7月31日
よりみつ眼科	医療法人よりみつ眼科	八幡浜市1460番地の8	平成21年11月30日
鎌野病院	鎌野俊彦	宇和島市広小路2番49号	平成21年12月31日
鈴木医院	鈴木俊二	四国中央市土居町小林1200番地	平成21年12月31日
みやもと眼科クリニック	宮本二美	新居浜市坂井町三丁目6番26号	平成21年12月31日
すずき眼科クリニック	鈴木正和	四国中央市妻鳥町1626-1	平成21年12月31日
小澤歯科医院	小澤準	今治市通町1-3-8	平成21年12月31日
福田歯科医院	福田清文	八幡浜市保内町宮内1番耕地275番地4	平成22年1月8日

○愛媛県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ユーミーケア	松山市宮西一丁目2番1号	ユーミーケア南予	八幡浜市大平1-782-20	平成22年1月1日
有限会社もり薬局	今治市常盤町五丁目2番23号	居宅介護支援事業所もりケアサービス	今治市常盤町五丁目2番23号	平成21年11月10日
有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地1	居宅介護支援事業所ゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地1	平成22年2月1日
合同会社さくら	新居浜市中村四丁目9番13号	居宅介護支援事業所さくら	新居浜市中村四丁目9番13号	平成22年2月1日

○愛媛県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町2-2-3	蒼社町のデイサービス 2	今治市蒼社町二丁目1-18	平成22年1月1日
有限会社介護サービスゆう	北宇和郡鬼北町大字永野市469	デイサービスゆう	北宇和郡鬼北町大字永野市76番地	平成22年1月6日
株式会社正枝	新居浜市内町六丁目6番12号	訪問介護事業所桜花	新居浜市内町六丁目6番12号	平成22年1月15日
いしづちライフサポート株式会社	西条市大町315番地1	いしづちライフサポート株式会社	西条市大町315番地1	平成22年1月1日

○愛媛県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町二丁目8番12号	訪問入浴介護事業所きぼうの苑	新居浜市西の土居町二丁目8番12号	平成22年1月21日

○愛媛県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成22年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る介護予防事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町二丁目8番12号	訪問入浴介護事業所きぼうの苑	新居浜市西の土居町二丁目8番12号	平成22年 1月21日

○愛媛県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	平成21年 9月30日

○愛媛県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人えがおの会	ヘルパーステーションえがお	愛媛県松山市南久米町73番地2	平成22年 1月 1日	訪問介護
サポートエヒメ株式会社	太陽がいっぱい。	愛媛県伊予郡松前町上高柳575番地3	平成22年 1月 1日	通所介護
合同会社A T U K I	訪問看護24	愛媛県四国中央市土居町土居347番地5	平成22年 1月 5日	訪問看護
株式会社正枝	訪問介護事業所桜花	愛媛県新居浜市庄内町六丁目6番12号	平成22年 1月15日	訪問介護
社会福祉法人喜久寿	短期入所生活介護事業所ウェルケア高浜	愛媛県松山市松ノ木二丁目789番地	平成22年 1月26日	短期入所生活介護
社会福祉法人喜久寿	通所介護事業所ウェルケア高浜	愛媛県松山市松ノ木二丁目789番地	平成22年 1月26日	通所介護

○愛媛県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
特定非営利活動法人えがおの会	居宅介護支援事業所えがお	愛媛県松山市南久米町73番地2	平成22年 1月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人喜久寿	居宅介護支援事業所ウェルケア高浜	愛媛県松山市松ノ木二丁目789番地	平成22年 1月26日	居宅介護支援

○愛媛県告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人えがおの会	ヘルパーステーションえがお	愛媛県松山市南久米町73番地 2	平成22年 1月 1日	介護予防訪問介護
サポートエヒメ株式会社	太陽がいっぱい。	愛媛県伊予郡松前町上高柳575番地 3	平成22年 1月 1日	介護予防通所介護
合同会社 A T U K I	訪問看護24	愛媛県四国中央市土居町土居347番地 5	平成22年 1月 5日	介護予防訪問看護
株式会社正枝	訪問介護事業所桜花	愛媛県新居浜市庄内町六丁目 6 番12号	平成22年 1月15日	介護予防訪問介護
社会福祉法人喜久寿	短期入所生活介護事業所ウェルケア高浜	愛媛県松山市松ノ木二丁目789番地	平成22年 1月26日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人喜久寿	通所介護事業所ウェルケア高浜	愛媛県松山市松ノ木二丁目789番地	平成22年 1月26日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定介護療養型医療施設の開設者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設		辞 退 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
医療法人和泉クリニック	和泉クリニック	愛媛県松山市和泉南五丁目 4 番28号	平成22年 1月 1日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第239号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

浜上

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱29号と標柱30号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
今治市	伯方町北浦	長田	甲2297番 2	1号
			甲2449番 1	2号
			甲2442番	3号
			甲2441番	4号
			乙847番 1	5号
			乙848番 2	6号
			乙848番 2	7号
			甲2415番	8号
			乙862番 2	9号
			乙862番 2	10号

五十山	甲2394番	11号
五十山	甲2394番	12号
ワシワ	乙866番 1	13号
五十山	甲2350番地先	14号
五十山	甲2349番 2 地先	15号
五十山	甲2347番 1	16号
五十山	甲2344番 1	17号
五十山	甲2343番 2	18号
長田	甲2341番	19号
長田	甲2338番	20号
長田	甲2338番	21号
秀崎	甲2409番	22号
長田	甲2331番	23号
長田	甲2332番 1	24号
長田	甲2321番 1	25号
長田	甲2321番 6	26号
長田	甲2315番 1	27号
長田	甲2321番 3	28号
長田	甲2313番	29号
長田	甲2313番	30号

尾貝

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を国道33号山側官民境界線で結んだ線、標柱10号と標柱11号を町道尾貝線山側官民境界線で結んだ線及

び標柱11号から標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
上浮穴郡 久万高原町	上黒岩	2534番 1	1号
		2518番	2号
		2530番	3号
		2544番	4号
		2559番	5号
		2564番	6号
		2564番	7号
		2622番 1	8号
		2622番 1	9号
		2615番	10号
2572番	11号		

茂の森B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
宇和島市	高串	ニレノ木	1番耕地912番 2	1号	
			サイコウ	甲290番 1	2号
			サイコウ	甲290番 1	3号
			サイコウ	甲299番 2	4号
			サイコウ	甲304番	5号
			サイコウ	甲304番	6号
			サイコウ	甲304番	7号
			イハク	1番耕地818番	8号
			イハク	1番耕地824番	9号
			イハク	1番耕地892番 1	10号
			イハク	1番耕地890番 2	11号
			イハク	1番耕地911番 1	12号

松溪

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成19年12月21日 愛媛県告示第1906号）松溪の項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	野村町松溪	1号1229番	11号
		1号1230番	12号
		1号1202番	13号
		1号1231番	14号
		1号1200番	15号

○愛媛県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
新居浜都市計画道路事業
3・4・4西町中村線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
愛媛県新居浜市政枝町三丁目及び横水町地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり公告する。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画事業の種類及び名称
新居浜都市計画道路事業
3・4・4西町中村線
- 2 施行者の名称
愛媛県
- 3 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成22年 3月 2日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 田 了 明	伊予郡松前町南黒田675番地

○愛媛県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4745番から 同町西谷字菅行4745番まで	旧	メートル 4.2～6.2	キロメートル 0.110	
			新	5.2～70.0	0.110	
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4799番1から 同町西谷字菅行4801番1まで	旧	3.4～17.4	0.099	
			新	3.8～69.0	0.099	

○愛媛県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	八幡浜市松柏甲2番7から 同市松柏甲13番3まで	平成22年 3月 2日

公 告

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成22年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成22年 7月 4日（日）午前10時から午後 5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成22年 9月12日（日）午前11時30分から午後 4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成22年 7月25日（日）午前10時から午後 5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成22年10月10日（日）午前11時30分から午後 4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成22年 4月 1日（木）午前10時から 4月 7日（水）午後 4時までの間に、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成22年 4月12日（月）から 4月16日（金）までの午前10時から午後 4時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、同日までの消印があるもの限り、郵送による提出を受け付ける。

郵送による場合は、受験申込書に直接提出することができないことを証する書面を添え、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達郵便で送付すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町四丁目1番地5
愛媛県建築士会館内）

(イ) 提出先

社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町四丁目1番地5
愛媛県建築士会館内）

4 建築設計製図の課題

平成22年6月9日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（広島県広島市中区大手町二丁目11番15号）及び社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町四丁目1番地5）に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成22年8月24日（火）（予定）付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成22年9月7日（火）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

平成22年12月2日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。